

第 1 回

多治見市役所本庁舎跡地等 利用検討市民委員会

1. 新庁舎整備に関するこれまでの取り組みや経緯

■ 過去の取り組みや経緯

H22 ～ H26（年度）	H27 ～ R1（年度）
平成23年度より新庁舎整備に向けた取組を開始 ・ 第 6 次総合計画基本計画に、「市庁舎の将来構想及び分庁舎の整備を含めた方策の検討」として、事業が追加（H23. 3） ・ 市庁舎将来構想の作成（H23. 7） ・ 庁舎建設基金設置（H26. 7）	新庁舎の建設地選定、条例の審査等を実施 ・ 市内14か所から最終候補地を駅北庁舎隣接地に選定（H29. 4～R1. 12） ・ 位置を定める条例の提案、継続審査（R2. 3） 市民や市内の各団体へ、本庁舎の建替えに関する説明会等を実施 ・ 本庁舎建替えについて、市内各界各層（26 団体）への説明 ・ 本庁舎建替えに関する市民説明会（2 回）（R1. 12～R2. 2）
本庁舎の老朽化等の対策 ・ 機器等改修工事、耐震化工事、防水工事（H26年度～H27年度）	
駅北庁舎の建設 工事（H26. 7～H26. 11）、供用開始（H27. 1. 5）	

■：市民参加

1. 新庁舎整備に関するこれまでの取り組みや経緯

■ 近年及び今年度の取組

R2 ～ R5（年度）

位置を定める条例に係る審査等を実施

- ・ 位置を定める条例の継続審査
- ・ 位置を定める条例の審議未了廃案（R2. 9）
- ・ 位置を定める条例のパブリック・コメント※（R4. 3～4）
- ・ 位置を定める条例の提案、可決（R4. 6）

新庁舎建設の検討に係る取組等を実施

- ・ 多治見市役所新庁舎検討市民委員会（10回）（R3. 2～R5. 3）
- ・ 「多治見市役所新庁舎建設基本構想」策定（R5. 12）
- ・ 新庁舎建設ワークショップ（5回）（R6. 3予定）
- ・ 地区懇談会（13地区）（R3年度～R5年度）

※パブリックコメント

広く一般から意見や情報を募集すること

■：市民参加

市民や各団体等への説明会や市民委員会等の市民参加の機会における意見を踏まえながら、新庁舎整備に向けた取組を進めています。

現本庁舎跡地等利用に関する検討についても、委員の皆さまや市民等の関係者の意見を踏まえて、検討や取組を実施して参ります。

2

2. 情報共有

（1）多治見市のまちづくりに関する長期ビジョン

■ 30年先を見据えた長期ビジョン（第8次多治見市総合計画）

まちづくりビジョン

「多治見らしさ」を育み、市民が誇れる魅力に満ちたまち 多治見

「多治見らしさ」＝多治見の魅力や特徴

- ・ 生活利便性と自然環境が調和するまち
- ・ 中心市街地も郊外地域も住みやすいまち
- ・ 美濃焼の伝統を引き継ぎ、発展し続けるまち
- ・ 都市間の交通アクセスに優れたまち
- ・ 子育て・子育てしやすいまち
- ・ 市民活動が活発なまち

3

(2) 上位関連計画における本庁舎跡地の位置付け

■第8次多治見市総合計画（令和5年12月20日策定）

基本計画 【基盤】行財政改革の推進

施策3 計画的な施設管理

〈基本計画事業〉

- ・新庁舎を駅北庁舎隣接地に建設します
- ・本庁舎の跡地等活用を検討します
- ・新庁舎建設を契機に、多治見駅周辺の駐車場の整備を検討します

4

(2) 上位関連計画における本庁舎跡地の位置付け

エリア別方針（中央部市街地エリア）（第3次多治見市都市計画マスタープラン）

【まちづくりのテーマ及び目標】

「多くの人が集い楽しむ街づくり」

- ①「ネットワーク型コンパクトシティ」の中心拠点として、
 - ・効果的な商業・サービス、公共公益施設の配置
 - ・誰もが安全で快適に移動できる交通環境・生活環境の形成を目指すエリアとします。
 - ②中心市街地の外郭を構成する内環状道路により、
 - ・中心市街地に集中する交通の分散を図ります。
- 駅南地区の市街地再開発事業を契機として、
- ・交流・定住人口の増加、まちのにぎわい創出
- を目指します。
- ③中心市街地に隣接する住宅地として、
 - ・東側地区は東部・北部丘陵地エリア、西側地区は西部・南部丘陵地エリアとのまちづくりイメージを共有する 良好な居住環境の形成 を目指します。

5

(2) 上位関連計画における本庁舎跡地の位置付け

【まちづくりの整備方針及び取組】（第3次多治見市都市計画マスタープラン）

●中央部市外地エリア 将来構想図



6

(2) 上位関連計画における本庁舎跡地の位置付け

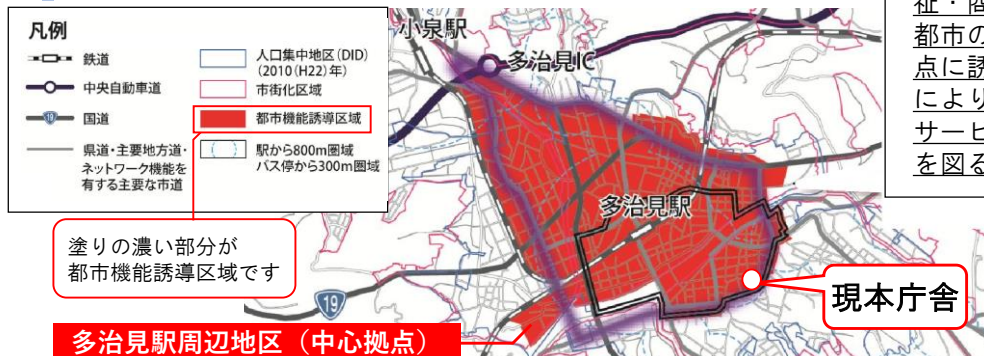
■多治見市立地適正化計画

都市機能誘導区域※の基本方針

- ①多治見市の「まちの顔」となる中心拠点づくり
- ②ずっと暮らし続けられる地域を支える拠点づくり

※都市機能誘導区域

原則として、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。



7

(2) 上位関連計画における本庁舎跡地の位置付け

■ 多治見市公共施設適正配置基本方針

公共施設適正配置基本方針

- ① 公共施設全体のスリム化
- ② 施設（ハコ）重視から機能（サービス）重視への転換
- ③ 施設の用途や種別、利用圏域等でマネジメント
- ④ 積極的な公民連携
- ⑤ 施設（ハコ）の有効活用と予防保全の推進
- ⑥ 総合計画、行政改革大綱との連動



出典：多治見市公共施設適正配置計画

8

(3) 現本庁舎の基本情報(老朽化の状況等)

■ 現本庁舎の現状

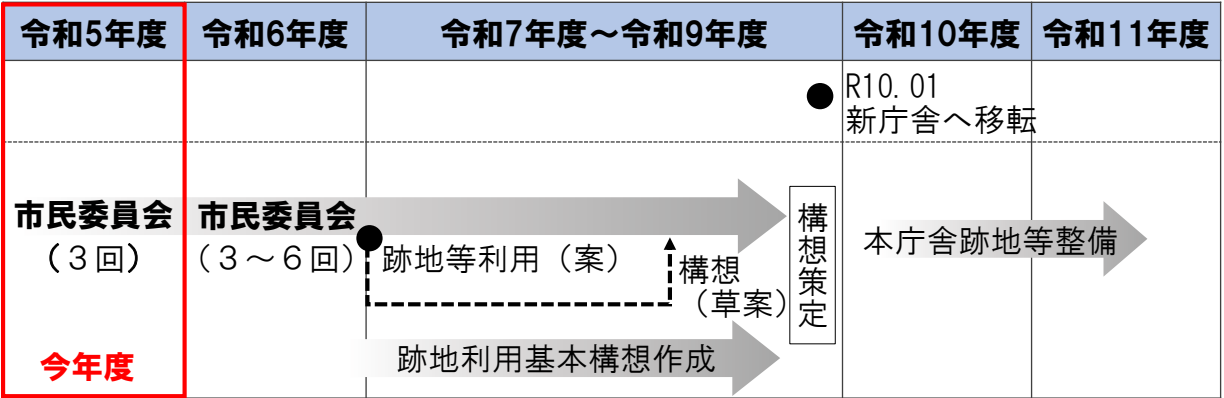
- ・ 昭和49年1月に竣工し、**築50年**を経過
- ・ 平成27年に最低限の耐震化工事を実施
- ・ 継続して使用するには、設備の大規模改修が必要
(修繕費：令和3年度8月公表 11億3200万円)

▶老朽化の状況の詳細については、
同封資料の、
「【参考資料1】現本庁舎の朽化の状況」
を参照ください。

9

3. 今後の予定

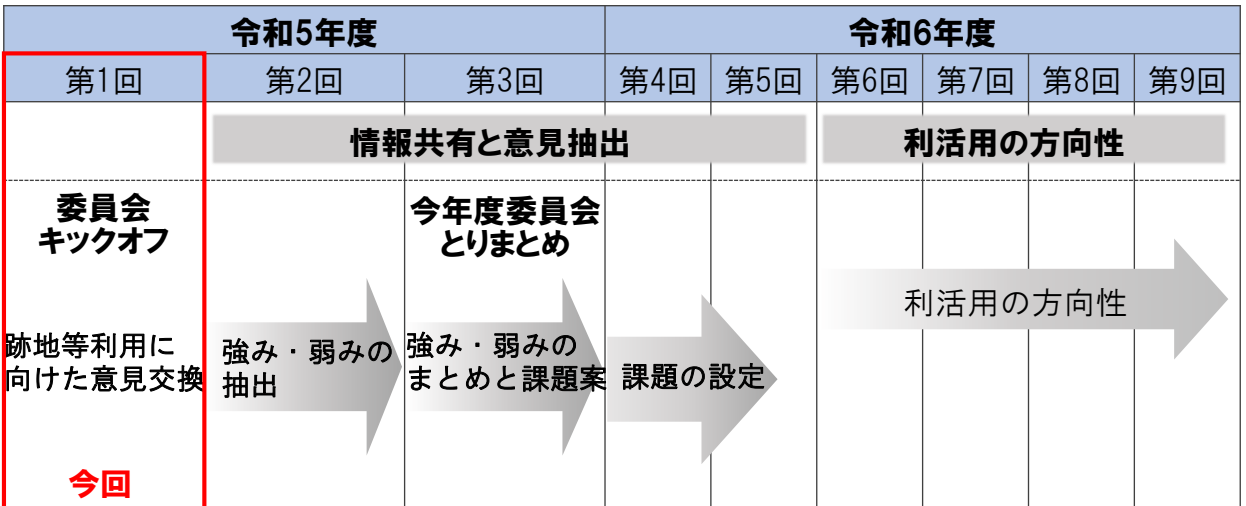
■全体事業スケジュール（イメージ）



10

3. 今後の予定

■委員会スケジュール（イメージ）



11